

家庭ごみ処理に係る費用負担割合（道内主要都市）

	有料化導入時			改定（案、予定を含む）			
	時期	ごみ処理費用に対する排出者（市民）の負担割合	手数料（円/L）	時期	ごみ処理費用に対する排出者（市民）の負担割合	手数料（円/L）	有料化導入時の考え方（負担割合等）の踏襲
旭川市	平成19年8月	1/3	2	令和9年4月	1/3	3	している
函館市	平成14年4月	1/4	2				
釧路市	平成17年4月	3割を目安	2.6				
帯広市	平成16年10月	43%程度	3				
苫小牧市	平成25年7月	1/3	2				
江別市	平成16年10月	1/3	2	令和6年10月	1/3	3	している
室蘭市	平成10年10月	1/1	2	令和4年4月	—	3	していない （新たな算定方法）
札幌市	平成21年7月	—	2				
小樽市	平成17年4月	—	2				
北見市	平成16年11月	—	2	令和8年10月	—	3	していない （原価計算に基づく）

- ① 負担割合を算出（設定）している市では、1/3が3市、43%程度が1市、3割を目安が1市、1/4が1市、1/1から新たな算定方法としたものが1市となっている。また、手数料設定の考え方、方針において、他市の料金水準を参考にすること、ごみの減量効果が期待されること等が複数の市から回答があった。
- ② 負担割合を算出（設定）していない市においては、手数料設定の考え方、方針において、他市の料金水準を参考にすること、ごみの減量効果が期待されること等の回答があった。